

六 蹴 会 会 則

第 一 章 総 則

第 1 条 (名称)

本会は六蹴会と称する。

第 2 条 (目的)

本会は、旧制六甲中学校、六甲中学校、六甲高等学校（以下、母校とする）のサッカー部と緊密な関係を保ちつつ、会員相互の友誼を厚くし、あわせて母校サッカー部の発展を助成することを目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は前条記載の目的を達成するために必要な事業を行う。

第 4 条 (本部)

本会は本部を六甲学院生徒研修所内に置く。又、必要に応じて支部を置くことが出来る。

第 二 章 会 員

第 5 条 (会員)

本会は、下記会員をもって組織する。

- ① 正 会 員 母校の卒業生で卒業時サッカー部に在籍した者及びこれに準ずる者
- ② 特別会員 母校サッカー部を指導する現教職員及び幹事会の推薦する旧職員
- ③ 名誉会員 幹事会の推薦する本会の活動に対する貢献度が顕著な者

第 三 章 役 員

第 6 条 (役員の種類と任期)

1. 本会には下記の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副 会 長 3名以内
- ③ 幹 事 30名以内
- ④ 監 事 2名

2. 役員任期は3年を1期とする。

3. 期の半ばであっても欠員の出来た役員補充並びに増員を行うことが出来る。ただし、その役員任期はその期の末日までとする。

第7条（選任等）

1. 幹事及び監事は、総会において選任する。
2. 会長及び副会長は、幹事の互選とする。
3. 監事は、幹事を兼ねてはならない。

第8条（職務）

1. 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
2. 会長以外の幹事は、本会の業務について、本会を代表しない。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 幹事は、幹事会を構成し、この会則の定め及び総会又は幹事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 幹事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② 財産の状況を監査すること。
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - ⑤ 幹事の業務執行の状況又は財産の状況について、幹事に意見を述べること。

第四章 会 議

第9条（総会）

1. 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
2. 通常総会は、会長の招集により母校サッカー部初蹴り大会に合わせて、毎年1月2日に開催する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は幹事会が必要と決議したとき、もしくは正会員の10分の1以上から請求あるとき、会長はこれを招集する。
4. 総会の招集は、少なくとも会日の10日前までに会員に対し総会の目的たる事項、日時及び場所を通知するものとする。
5. 総会の議長は原則として会長がこれにあたる。
6. 総会の議事は出席した正会員の3分の2以上によってこれを決する。
7. 次の事項は総会の決議を経なければならない。
 - ① 会則の変更
 - ② 事業報告及び収支決算
 - ③ 事業計画及び収支予算

- ④ 役員を選任及び解任
- ⑤ 全会員に義務又は負担を課し、又は課すおそれのある事項
- ⑥ その他特に重要な事項

第10条（幹事会）

1. 幹事会は、この会則に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
 - ①総会に付議すべき事項
 - ②総会の議決した事項の執行に関する事項
 - ③その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
2. 幹事会は、幹事及び会長が要請する会員で構成する。
3. 定例幹事会は、定期的開催し、臨時幹事会は、会長が必要と認めたとき、もしくは2分の1以上の幹事から請求あるとき、会長がこれを招集する。もしくは監事が第8条第5項第4号の規定に基づいて招集する。
4. 幹事会の議事は出席幹事の過半数によってこれを決する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。
5. 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、特別の利害関係を有する幹事は、その議事の議決に加わることができない。

第五章 会 計

第11条（会費）

1. 正会員は、会費を納入しなければならない。
2. 会費の額は幹事会で別途定める。

第12条（財政）

本会の収支は、会費・寄付金・その他雑収入をもってこれに充てる。

第13条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

《附則》

1. 本会則は2015年1月2日より施行する。